

会計規程、会計・調達業務の細則に関する規程及び  
余裕金等の運用業務の細則に関する規程の変更について  
(案)

1. 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号）の施行（令和6年4月1日）に伴い、特定系統設置交付金交付業務等の新たな業務の追加等に対応するため、勘定区分、資金の調達及び運用の規定の修正等が必要となった。

あわせて、公認会計士又は監査法人の監査を受けることに伴い、会計基準、財務諸表等の規定の修正等が必要となった。

これらに対応するため、会計規程、会計・調達業務の細則に関する規程及び余裕金等の運用業務の細則に関する規程を変更する。

(新たな業務の追加等への対応)

- ・勘定区分への新たな業務の追加等（広域系統整備交付金交付等業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び交付金相当額積立金管理業務）
- ・資金の調達及び運用への新たな積立金の追加（交付金相当額積立金）

(公認会計士又は監査法人の監査への対応)

- ・会計基準の追加（企業会計の基準）
- ・財務諸表等の変更（重要な会計方針及びその他の事項を注記）
- ・公認会計士又は監査法人の監査の追加（監査を受けなければならない）
- ・納付金等収入及び交付金等支出の会計処理の追加（広域系統整備交付金交付等業務、供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務、納付金徴収業務、交付金相当額積立金管理業務、解体等積立金管理業務、災害等扶助交付金交付業務及びその他業務）
- ・その他（勘定科目一覧表等の別途規定、余裕金運用益の会計処理の規定、誤謬訂正の取扱いの規定、消費税等会計処理の規定、減価償却資産の取得価額の見直し、文言の適正化等）

2. 会計規程の変更については、理事会で議決された後、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令第20条第2項の規定に基づき、別紙1により経済産業大臣に対し、承認申請を行う。

以上

**【添付資料】**

別紙 1 : 会計規程変更案 新旧対照表

別紙 2 : 会計・調達業務の細則に関する規程変更案 新旧対照表

別紙 3 : 余裕金等の運用業務の細則に関する規程変更案 新旧対照表

別紙 4 : 会計規程変更承認申請書

会計規程変更案 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月28日施行                      平成28年4月1日変更                      令和元年7月1日変更                      令和3年6月30日変更                      令和4年4月1日変更                      令和5年4月3日変更</p>	<p>平成27年4月28日施行                      平成28年4月1日変更                      令和元年7月1日変更                      令和3年6月30日変更                      令和4年4月1日変更                      令和5年4月3日変更  <u>令和 年 月 日変更</u></p>
<p style="text-align: center;">会計規程</p> <p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関</p>	<p style="text-align: center;">会計規程</p> <p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>第1章 総則 (勘定区分)</p> <p>第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、法 <u>第28条の52</u> 及び省令第2条第2項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。</p> <p>(1) <u>広域系統整備交付金交付業務</u></p> <p>(2) 法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務(供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、<u>系統設置交付金交付業務</u> 及び納付金徴収業務をいう。)</p> <p>(3) 法第28条の40第1項第8号の3に掲げる業務 (<u>解体等積立金管理業務</u> をいう。)</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>第3章 予算及び資金 (予算等の実施計画)</p> <p>第9条 本機関は、法 <u>第28条の50</u> の規定により経済産業大臣の認可を受けた予算及び事業計画に基づいて、その実施計画を作成し、業務の合理的かつ効率的運営を図るものとする。</p> <p>(予算の繰越)</p> <p>第13条 本機関は、毎事業年度、<u>剰余金</u> を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。</p> <p>(資金の調達及び運用)</p> <p>第14条 本機関は、法 <u>第28条の53第1項</u> に規定する金融機関その他の者からの資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は広域的運営推進機関債の発行(広域的運営推進機関債の借換えのための発行を含む。)をする場合には、同項の規定により、事前に経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 本機関は、法 <u>第28条の55</u> に規定する方法により、業務上の余裕金の運用を行うことができる。</p> <p>3 本機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号) <u>第15条の15</u> 及び第41条に規定する方法により、<u>解体等積立金及び納付金</u> の運用を行うことができる。</p> <p>第6章 資産 (資産の区分)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、<u>電源入札拠出金、退職給付引当資産、長期投資</u> その他の資産とする。</p> <p>4 [略]</p>	<p>第1章 総則 (勘定区分)</p> <p>第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、法 <u>第28条の54</u> 及び省令第2条第2項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。</p> <p>(1) <u>広域系統整備交付金交付等業務</u></p> <p>(2) 法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務(供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、<u>系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務</u> 及び納付金徴収業務をいう。)</p> <p>(3) 法第28条の40第1項第8号の3に掲げる業務 (<u>交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務</u> をいう。)</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>第3章 予算及び資金 (予算等の実施計画)</p> <p>第9条 本機関は、法 <u>第28条の52</u> の規定により経済産業大臣の認可を受けた予算及び事業計画に基づいて、その実施計画を作成し、業務の合理的かつ効率的運営を図るものとする。</p> <p>(予算の繰越)</p> <p>第13条 本機関は、毎事業年度、<u>利益</u> を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。</p> <p>(資金の調達及び運用)</p> <p>第14条 本機関は、法 <u>第28条の55第1項</u> に規定する金融機関その他の者からの資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は広域的運営推進機関債の発行(広域的運営推進機関債の借換えのための発行を含む。)をする場合には、同項の規定により、事前に経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 本機関は、法 <u>第28条の57</u> に規定する方法により、業務上の余裕金の運用を行うことができる。</p> <p>3 本機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号) <u>第15条の21</u> 及び第41条に規定する方法により、<u>交付金相当額積立金及び解体等積立金並びに納付金</u> の運用を行うことができる。</p> <p>第6章 資産 (資産の区分)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産 <u>及び投資</u> その他の資産とする。</p> <p>4 [略]</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>第7章 負債及び純資産 (純資産の区分) 第35条 純資産は、<u>剰余金</u>又は繰越欠損金とする。</p> <p>第9章 決算</p> <p>[新設]</p> <p>(合計残高試算表及び債務負担行為報告書) <u>第39条</u> [略]</p> <p>(年度末決算) <u>第40条</u> [略]</p> <p>(財務諸表等) <u>第41条</u> 本機関は、法 <u>第28条の5第1項</u>の規定により、事業年度の開始の日から3か月以内に、前事業年度の財務諸表等を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 2・3 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>第10章 雑則 (実施細則) <u>第42条</u> [略]</p> <p>備考：表中の [ ] は注記である。</p>	<p>第7章 負債及び純資産 (純資産の区分) 第35条 純資産は、<u>利益剰余金</u>又は繰越欠損金とする。</p> <p>第9章 決算 <u>(会計基準)</u> <u>第39条</u> <u>本機関の会計については、この規程の定めるところによるものとし、この規程に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</u></p> <p>(合計残高試算表及び債務負担行為報告書) <u>第40条</u> [略]</p> <p>(年度末決算) <u>第41条</u> [略]</p> <p>(財務諸表等) <u>第42条</u> 本機関は、法 <u>第28条の5第1項</u>の規定により、事業年度の開始の日から3か月以内に、前事業年度の財務諸表等を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 2・3 [略]</p> <p><u>(公認会計士又は監査法人の監査)</u> <u>第43条</u> <u>本機関は、財務諸表等(事業報告書を除く。)について、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。</u></p> <p>第10章 雑則 (実施細則) <u>第44条</u> [略]</p>

附則(令和 年 月 日)

この規程は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の承認を受けた日のいずれか遅い日から施行し、令和5年4月1日に始まる事業年度の決算から適用する。ただし、第43条の規定は、令和6年4月1日に始まる事業年度の決算から適用する。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月28日施行                      平成28年4月 1日変更                      2019年7月 1日変更                      2019年9月25日変更                      2020年9月 9日変更                      2021年6月30日変更                      2022年4月 1日変更                      2023年4月 3日変更</p>	<p>平成27年4月28日施行                      平成28年4月 1日変更                      2019年7月 1日変更                      2019年9月25日変更                      2020年9月 9日変更                      2021年6月30日変更                      2022年4月 1日変更                      2023年4月 3日変更  <u>          年 月 日変更</u></p>
<p style="text-align: center;">会計・調達業務の細則に関する規程</p> <p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関</p>	<p style="text-align: center;">会計・調達業務の細則に関する規程</p> <p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>第2章 勘定科目及び帳票 (勘定科目)</p> <p>第4条 <u>会計規程第6条に規定する本機関の会計において使用する勘定科目は、別表第1勘定科目表に記載のとおりとする。</u></p> <p>第3章 予算及び資金 (予算科目)</p> <p>第7条 本機関における予算科目については、<u>別表第2予算資金科目表に定めるとおり</u>とする。</p> <p>第6章 資産 (減価償却)</p> <p>第28条 固定資産のうち、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が1件あたり <u>10万円以上</u> のものは、減価償却資産とし、毎年度減価償却を行うものとする。</p> <p>第7章 決算</p> <p>[新設]</p>	<p>第2章 勘定科目及び帳票 (勘定科目)</p> <p>第4条 <u>勘定科目は、資産、負債及び純資産並びに費用、収益の内容を明瞭に表示するように設定しなければならない。</u> <u>2 勘定科目の名称は、別に定める勘定科目一覧表によるものとする。</u></p> <p>第3章 予算及び資金 (予算科目)</p> <p>第7条 本機関における予算科目については、<u>別に定める予算科目一覧表によるもの</u>とする。</p> <p>第6章 資産 (減価償却)</p> <p>第28条 固定資産のうち、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が1件あたり <u>20万円以上</u> のものは、減価償却資産とし、毎年度減価償却を行うものとする。</p> <p>第7章 決算 <u>(重要な会計方針及びその他の事項)</u></p> <p><u>第30条 財務諸表等(事業報告書を除く。)には、以下に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>一 継続組織の前提に関する注記</u></li> <li><u>二 重要な会計方針に係る事項に関する注記</u></li> <li><u>三 会計方針の変更に関する注記</u></li> <li><u>四 表示方法の変更に関する注記</u></li> <li><u>五 会計上の見積りに関する注記</u></li> <li><u>六 会計上の見積りの変更に関する注記</u></li> <li><u>七 誤謬の訂正に関する注記</u></li> <li><u>八 貸借対照表に関する注記</u></li> <li><u>九 損益計算書に関する注記</u></li> <li><u>十 税効果会計に関する注記</u></li> <li><u>十一 リースにより使用する固定資産に関する注記</u></li> <li><u>十二 金融商品に関する注記</u></li> <li><u>十三 賃貸等不動産に関する注記</u></li> <li><u>十四 関連当事者との取引に関する注記</u></li> <li><u>十五 重要な後発事象に関する注記</u></li> <li><u>十六 収益認識に関する注記</u></li> <li><u>十七 その他の注記</u></li> </ul>

[新設]

(納付金等収入及び交付金等支出の会計処理(広域系統整備交付金交付等業務))

第31条 本機関は、電気事業法第99条の8第1項の規定に基づく納付を受け入れた場合には、広域系統整備交付金交付等業務勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。

2 本機関は、電気事業法第28条の40第1項第5号の2の規定により、交付金を支出した場合には、広域系統整備交付金交付等業務勘定において、当該支出額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すものとする。

[新設]

(納付金等収入及び交付金等支出の会計処理(供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務))

第32条 本機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。)第31条第1項及び第38条第1項の規定により納付金を受け入れた場合並びに再生可能エネルギー電気特措法第2条の6及び第15条の5の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金を受け入れた場合には、供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務勘定(以下「供給促進交付金交付業務等勘定」という。)において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。

2 本機関は、徴収等業務規程第37条第2項の規定により非化石証書の販売に伴い収入を得た場合には、供給促進交付金交付業務等勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。

3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第2項、第15条の2第1項及び第28条第1項の規定により、交付金等を支出した場合には、供給促進交付金交付業務等勘定において、当該支出額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すものとする。

4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第40条の規定による業務を実施するために経費等を支出し、その全部又は一部の財源として納付金を充てたときは、供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務(以下「供給促進交付金交付業務等」という。)において、当該充当した金額を預り納付金等から取り崩すとともに、同額を納付金等収益に計上するものとする。

[新設]

(納付金等収入及び交付金等支出の会計処理(交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務))

第33条 本機関は、積立金管理業務規程第11条第2項及び第3項並びに第17条第1項の規定により、解体等積立金を積み立てた場合には、供給促進交付金交付業務等勘定において、当該積立額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すとともに、交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定において、同額を預り納付金等に計上するものとする。

2 本機関は、積立金管理業務規程第11条第3項、第17条第2項、第25条第1項及び第26条第1項の規定により、解体等積立金を積み立てた場合には、交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定において、当該積立額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。



[新設]

- 3 本機関は、積立金管理業務規程第22条第1項の規定により、積立金の取戻しに対応した場合には、交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定において、当該取戻し額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すものとする。
- 4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の13の規定による業務を実施するために経費等を支出し、その全部又は一部の財源として積立金を充てたときは、交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定において、当該充当した金額を預り納付金等から取り崩すとともに、同額を納付金等収益に計上するものとする。

(納付金等収入及び交付金等支出の会計処理(災害等扶助交付金交付業務))

第34条 本機関は、定款第56条の3第3項の規定に基づく災害等扶助拠出金の納付を受け入れた場合には、災害等扶助交付金交付業務勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。

- 2 本機関は、電気事業法第28条の40第2項第1号の規定により、交付金を支出した場合には、災害等扶助交付金交付業務勘定において、当該支出の額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すものとする。

[新設]

(納付金等収入及び交付金等支出の会計処理の会計処理(その他業務))

第35条 本機関は、定款第55条の2第1項の規定により、拠出金を受け入れた場合には、その他業務勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。

- 2 本機関は、業務規程第32条の35の規定により、交付金を支出した場合には、その他業務勘定において、当該支出額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すものとする。

- 3 本機関は、定款第56条第1項の規定により、電源入札拠出金を受け入れた場合には、その他業務勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。

- 4 本機関は、業務規程第41条の規定により、電源入札金等補填金を支出した場合には、その他業務勘定において、当該支出額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すものとする。

- 5 本機関は、電気事業法第28条の40第1項第5号の規定による業務を実施するために経費等を支出し、その全部又は一部の財源として電源入札金等補填金を充てたときは、その他業務勘定において、当該充当した金額を預り納付金等から取り崩すとともに、同額を納付金等収益に計上するものとする。

[新設]

(余裕金の運用益に関する会計処理(供給促進交付金交付業務等))

第36条 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第41条において準用する再生可能エネルギー電気特措法第15条の21の規定により、同条各号に掲げる方法に基づき、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により、余裕金の運用を行うにあたっては、当該運用により生じた収入額について、預り納付金等に計上するものとする。





## 余裕金等の運用業務の細則に関する規程変更案 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p data-bbox="1121 210 1454 289">令和4年4月1日施行 2023年4月3日変更</p> <p data-bbox="326 714 1240 949">余裕金等の運用業務 の細則に関する規程</p> <p data-bbox="474 1564 1092 1627">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2516 210 2849 336">令和4年4月1日施行 2023年4月3日変更 <u>      </u>年 <u>      </u>月 <u>      </u>日変更</p> <p data-bbox="1721 714 2635 949">余裕金等の運用業務 の細則に関する規程</p> <p data-bbox="1869 1564 2487 1627">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき実施する余裕金等の運用（電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）<u>第28条の55</u>の規定により行う余裕金の運用並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）<u>第15条の15</u>の規定により行う <u>解体等積立金</u> の運用 <u>及び</u> 再生可能エネルギー電気特措法第41条の規定により行う納付金の運用（以下「余裕金等の運用」と総称する。)) 業務に関する細則を定め、適切な業務処理を行うことを目的とする。</p> <p>(資金の借入れ)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 資金の借入れは、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）第4条に定める額から法 <u>第28条の53第1項</u> の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係る債務の現在額を差し引いた額の範囲内で、理事会の議決を経なければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき実施する余裕金等の運用（電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）<u>第28条の57</u>の規定により行う余裕金の運用並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）<u>第15条の21</u>の規定により行う <u>交付金相当額積立金及び解体等積立金</u> の運用 <u>並びに</u> 再生可能エネルギー電気特措法第41条の規定により行う納付金の運用（以下「余裕金等の運用」と総称する。)) 業務に関する細則を定め、適切な業務処理を行うことを目的とする。</p> <p>(資金の借入れ)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 資金の借入れは、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）第4条に定める額から法 <u>第28条の55第1項</u> の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係る債務の現在額を差し引いた額の範囲内で、理事会の議決を経なければならない。</p>
備考：表中の [ ] は注記である。	

附則（ 年 月 日）

本規程は、会計規程が経済産業大臣の承認を受けた日から施行する。

会計規程変更承認申請書  
(案)

広域総第2023-00号  
令和6年3月00日

経済産業大臣 殿

電力広域的運営推進機関  
理事長 大山 力  
住所 東京都江東区豊洲6-2-15

広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令第20条第2項の規定に基づき、会計規程の変更承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容  
別紙のとおり
- 2 変更しようとする年月日  
令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 3 変更しようとする理由  
○脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号）の施行（令和6年4月1日）に伴い、特定系統設置交付金交付業務等の新たな業務の追加等に対応するため、勘定区分、資金の調達及び運用の規定の修正等が必要なため。  
○公認会計士又は監査法人の監査を受けることに伴い、会計基準、財務諸表等の規定の修正等が必要なため。

以上

会計規程変更案 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月28日施行 平成28年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和3年6月30日変更 令和4年4月1日変更 令和5年4月3日変更</p> <p style="text-align: center;">会計規程</p> <p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関</p>	<p>平成27年4月28日施行 平成28年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和3年6月30日変更 令和4年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和 年 月 日変更</p> <p style="text-align: center;">会計規程</p> <p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>第1章 総則 (勘定区分)</p> <p>第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、<u>法第28条の52</u>及び省令第2条第2項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。</p> <p>(1) <u>広域系統整備交付金交付業務</u></p> <p>(2) 法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務(供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、<u>系統設置交付金交付業務</u>及び納付金徴収業務をいう。)</p> <p>(3) 法第28条の40第1項第8号の3に掲げる業務(<u>解体等積立金管理業務</u>をいう。)</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>第3章 予算及び資金 (予算等の実施計画)</p> <p>第9条 本機関は、<u>法第28条の50</u>の規定により経済産業大臣の認可を受けた予算及び事業計画に基づいて、その実施計画を作成し、業務の合理的かつ効率的運営を図るものとする。</p> <p>(予算の繰越)</p> <p>第13条 本機関は、毎事業年度、<u>剰余金</u>を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。</p> <p>(資金の調達及び運用)</p> <p>第14条 本機関は、<u>法第28条の53第1項</u>に規定する金融機関その他の者からの資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は広域的運営推進機関債の発行(広域的運営推進機関債の借換えのための発行を含む。)をする場合には、同項の規定により、事前に経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 本機関は、<u>法第28条の55</u>に規定する方法により、業務上の余裕金の運用を行うことができる。</p> <p>3 本機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)<u>第15条の15</u>及び第41条に規定する方法により、<u>解体等積立金及び納付金</u>の運用を行うことができる。</p> <p>第6章 資産 (資産の区分)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、<u>電源入札拠出金、退職給付引当資産、長期投資</u>その他の資産とする。</p> <p>4 [略]</p>	<p>第1章 総則 (勘定区分)</p> <p>第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、<u>法第28条の54</u>及び省令第2条第2項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。</p> <p>(1) <u>広域系統整備交付金交付等業務</u></p> <p>(2) 法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務(供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、<u>系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務</u>及び納付金徴収業務をいう。)</p> <p>(3) 法第28条の40第1項第8号の3に掲げる業務(<u>交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務</u>をいう。)</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>第3章 予算及び資金 (予算等の実施計画)</p> <p>第9条 本機関は、<u>法第28条の52</u>の規定により経済産業大臣の認可を受けた予算及び事業計画に基づいて、その実施計画を作成し、業務の合理的かつ効率的運営を図るものとする。</p> <p>(予算の繰越)</p> <p>第13条 本機関は、毎事業年度、<u>利益</u>を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。</p> <p>(資金の調達及び運用)</p> <p>第14条 本機関は、<u>法第28条の55第1項</u>に規定する金融機関その他の者からの資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は広域的運営推進機関債の発行(広域的運営推進機関債の借換えのための発行を含む。)をする場合には、同項の規定により、事前に経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 本機関は、<u>法第28条の57</u>に規定する方法により、業務上の余裕金の運用を行うことができる。</p> <p>3 本機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)<u>第15条の21</u>及び第41条に規定する方法により、<u>交付金相当額積立金及び解体等積立金並びに納付金</u>の運用を行うことができる。</p> <p>第6章 資産 (資産の区分)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産 <u>及び投資</u>その他の資産とする。</p> <p>4 [略]</p>



変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>第7章 負債及び純資産 (純資産の区分) 第35条 純資産は、<u>剰余金</u>又は繰越欠損金とする。</p> <p>第9章 決算</p> <p>[新設]</p> <p>(合計残高試算表及び債務負担行為報告書) 第39条 [略]</p> <p>(年度末決算) 第40条 [略]</p> <p>(財務諸表等) 第41条 本機関は、法 第28条の5 1第1項の規定により、事業年度の開始の日から3か月以内に、前事業年度の財務諸表等を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 2・3 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>第10章 雑則 (実施細則) 第42条 [略]</p> <p>備考：表中の [ ] は注記である。</p>	<p>第7章 負債及び純資産 (純資産の区分) 第35条 純資産は、<u>利益剰余金</u>又は繰越欠損金とする。</p> <p>第9章 決算 <u>(会計基準)</u> 第39条 <u>本機関の会計については、この規程の定めるところによるものとし、この規程に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</u></p> <p>(合計残高試算表及び債務負担行為報告書) 第40条 [略]</p> <p>(年度末決算) 第41条 [略]</p> <p>(財務諸表等) 第42条 本機関は、法 第28条の5 3第1項の規定により、事業年度の開始の日から3か月以内に、前事業年度の財務諸表等を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 2・3 [略]</p> <p><u>(公認会計士又は監査法人の監査)</u> 第43条 <u>本機関は、財務諸表等(事業報告書を除く。)について、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。</u></p> <p>第10章 雑則 (実施細則) 第44条 [略]</p>

附則(令和 年 月 日)

この規程は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の承認を受けた日のいずれか遅い日から施行し、令和5年4月1日に始まる事業年度の決算から適用する。ただし、第43条の規定は、令和6年4月1日に始まる事業年度の決算から適用する。